

令和5年第1回教育委員会会議録		
開催日時	令和5年1月26日(木) 午後2時8分から午後2時41分まで	
開催場所	深川市役所 第1委員会室	
出席委員	教 育 長 吉 村 理 明 委 員 宮 田 嘉 明 委 員 轡 田 光 章 委 員 倉 本 茂 子 委 員 阿 部 み どり	傍聴者の人数 傍聴 0 人
出席職員	教 育 部 長 荒 井 幸 治 学務課 課 長 佐 藤 之 彦 課長補佐 星 野 弘 吉 管理係長 今 川 友 幸 管理係主査 澤 田 小 由 美 生涯学習スポーツ課 課 長 久 保 田 慎 二	

(開会) 午後2時8分

○吉村教育長

ただいまから令和5年第1回深川市教育委員会定例会を開会いたします。
はじめに会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、会議規則第5条第2項の規定により、倉本委員を指名いたします。

次に、本日の会議の議案で非公開とする案件について発議いたします。

報告第1号新型コロナウイルス感染症対応については、会議規則第14条第1項第1号に規定する、会議を公開することにより個人又は団体の権利利益を害するおそれのある事項であることから、当該1件について、非公開とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉村教育長

異議なしと認め、非公開とすることに決定いたします。

それでは教育長報告に入ります。前回の教育委員会会議から今回までの間に出席した会議等について報告をいたします。

私から1点、ご報告させていただきます。令和4年度第4回市内公立高等学校の在り方に関する意見交換会が、1月24日に深川市役所の大会議室で開催されております。この中では、深川東高校の在り方について令和7年度以降の学科の方向性、また、北海道教育委員会に対する要請書の提出等についてお話をさせていただきました。令和7年度以降に1学級となる学科について、基本的には農業の学科を中心に、加えて商業関係にも生かせるようなカリキュラム等の設定についても北海道教育委員会に要請していくことをご了解をいただいたところでございます。今後出席した委員の方々の団体と連名で要請書を作成いたしまして、3月あるいは4月の早

い段階に北海道教育委員会に提出するという方向性を決定いただきましたので、内部で要請書の内容を取りまとめいたしまして、田中市長と私とで要請するという段取りとじているところでございます。以上私からの報告とさせていただきます。次に事務局からお願いします。

○久保田生涯学習スポーツ課長

生涯学習スポーツ課です。12月27日にはスポーツ賞の表彰のうち1人残っておりまして陸上の北海道栄高校3年納村琉愛さんの受賞式を自宅にて行っております。1月19日には文化賞文化奨励賞として、深川中学校の吹奏楽部に対しまして、教育長から文化賞の授与を行っております。それから1月20日には、学校のアウトリーチ等で指導をしていただきました、文化交流ホールみ・らいのニューイヤークンサート出演者の方々に表敬訪問に来ていただいております。以上でございます。

○吉村教育長

報告事項は以上でございますけれども、ご質疑等はございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○吉村教育長

それでは、以上で教育長報告を終わります。

次に、報告事項に入ります。報告事項第1号、新型コロナウイルス感染症対応について報告をお願いします。

(議事内容は、深川市教育委員会会議規則第14条第1項第1号に基づき非公開)

○吉村教育長

それでは以上で報告事項を終わらせていただきます。次に審議事項に入ります。議案第1号深川市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明をお願いします。

○今川管理係長

7ページをお開きください。教育委員会会議につきましては、市民への説明責任を果たし、教育行政に関する理解と協力を得る観点から、原則公開を行っており、会議の傍聴に関して必要な事項を定めたものが「深川市教育委員会傍聴人規則」であります。令和5年1月12日付で文部科学省より「教育委員会会議等の公開に関する規定について」との通知があり、その内容につきましては、一部の自治体の教育委員会会議の傍聴規則において「精神に異常があると認められる者」等について、傍聴を認めないものとして規定している例があるとの指摘を外部より受けたことから、各自治体においては、該当する場合は改正するよう通知があり、本市においても同様の規定があったことから改正するものです。

障害を理由とした差別については、障害者差別解消法はもとより、共生社会の実現に向けた取組を進めていく上であってはならないものであり、本規定については障害者を差別していると誤解を招く恐れがあることから、あわせまして社会状況の変化にそぐわない条文についても見直しをするものです。

具体的な改正につきましては8ページの新旧対照表をご覧ください。まず第4条「傍聴の禁止」につきましては、今回の通知の対象となる第1号を削除し、第2号中の「めいていし」を「酒気を帯び」に、第3号中「会議」を「危険物または会議」に、第4号については、文言の整理を行いまして、それぞれ1号ずつ繰り上げるものです。

第5条「傍聴人の守る事項」につきましては、第4号中「無断で」を削り、第6号に「携帯電話の使用」、第7号に「撮影や録音」をそれぞれ禁止事項に加えるとともに、現行の第6号を第8号としたうえで文言の整理を行うものであります。

この規則につきましては、本日令和5年1月26日これから施行しようとするものであります。以上説明とさせていただきます。

○吉村教育長

それではご質疑をお受けします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○吉村教育長

本件は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉村教育長

それでは次に、議案第2号深川市就学援助事務取扱要領の一部を改正する訓令についてを議題といたします。説明をお願いします。

○星野学務課長補佐

資料の11ページをご覧ください。就学援助につきましては、経済的に援助を必要とする小中学校に通う児童、生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品や給食費などの援助を行い、保護者の経済的負担軽減を図るものです。今回の改正については、当初認定の扱いについて見直しを行うとともに、申請時の添付書類の簡略化を図るものです。

就学援助の申請については、保護者が学校長を経由して、教育長に申請書を提出するものですが、例年申請書を受付し、認定するまでに3か月程度の期間を有しており、6月頃に認定となっているものです。

しかしながら現行要領上では、当初認定とする場合は第8条の認定期間の第1号において4月1日より前に申請書の提出を受けた場合とし、第2号では4月1日以降の提出を受けた場合に提出を受けた日の属する月から当該年度の3月までを認定期間としておりますことから、仮に当初認定前の5月や6月に申請書の提出があったとしても、当初からの認定とならないことから改正を行うものです。

また、申請書に添付すべき書類として、世帯の所得の分かる書類などを求めておりましたが、公簿等により確認が可能な場合は、書類の添付を省略できることとしたものです。施行期日につきましては、13ページの附則にありますとおり、この訓令は令和5年1月26日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わりますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○吉村教育長

それではご質疑をお受けします。はい、轡田委員。

○轡田委員

今、給食費、学用品などとありましたが、その他どのような項目がありますか。

○星野学務課長補佐

援助対象費目についてお答えいたします。学用品費・通学用品費、校外活動費、これには宿泊を伴わないもの、または宿泊を伴うものがございます。それから、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費というような費目になっております。

○佐藤学務課長

ただ今の費目ですけれども、令和4年度から卒業アルバム代の他、タブレット端末を自宅に持ち帰り使用することもあるため、オンライン学習通信費を追加して支援を拡充しているものでございます。

○吉村教育長

はい、轡田委員。

○轡田委員

ちなみに昨年度の就学援助の申請は何人ぐらいでしたか。

○星野学務課長補佐

認定者数でいきますと、令和3年度は小学校が93人、中学校が41人、令和4年度は小学校が94人、中学校が39人となっております。

○吉村教育長

他にございますか。はい、倉本委員。

○倉本委員

この就学援助を受けられる資格について、収入がどの位とか家族構成とか、そういうことを教えていただければと思います。

○星野学務課長補佐

令和5年度の申請となる方にお示ししているものでお答えいたします。令和4年度の認定の目安ということで、父親は35歳、母親が30歳、子どもは小学校4年生、4歳の2人の計4人家族で、おおよそ世帯収入が337万円位となっております。この認定につきましては、世帯の構成人数等によっても認定となる額が上下するものです。

○吉村教育長

他にございますか。はい、阿部委員。

○阿部委員

申請手続の2のところ、「保護者は毎年度教育委員会が指定する日までに」ということですが、3月末日のような明確な日にちではなくても、進学したときにいただく就学支援の申請についてのプリントを見れば期日が分かる、ということでしょうか。

○星野学務課長補佐

はい、基本的にはそのような押さえで構いません。

○吉村教育長

他にございますか。はい、倉本委員。

○倉本委員

先ほど、4人家族で337万ぐらいということでしたけれど、これは時代や経済状況などによって金額は上下するものですか。

○星野学務課長補佐

はい、基本的に認定となる収入の目安については、深川市の場合生活保護基準の1.3倍を就学援助の対象としておりますので、大本の生活保護基準の改定がなされた場合には、就学援助の認定の目安についても変わってくるということになります。

○吉村教育長

それでは、本件は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉村教育長

それでは次に、議案第3号深川市学びと集いの郷音江広里交流館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明をお願いします。

○久保田生涯学習スポーツ課長

資料につきましては、本日お配りした当日追加の議案となります。エフパシオの宿泊及び日帰り利用に係る利用料金につきましては、条例の中で上限額を定め、その範囲の中において教育委員会が認めた金額を徴収することができることになっておりますが、その他の設備備品につきましては、教育委員会規則において、物品名及び金額を定めておりました。

本日ご審議いただく議案としましては、条例における施設利用料と同様に、規則において定める設備備品の金額を上限額とし、その上限額の範囲内で料金設定ができるように規則を改正するものでございます。

これにより、利用者増のために今よりも安価な料金設定とする、あるいは管理運営上、料金設定が必要な付属設備等を新たに設置した場合、迅速に料金設定を行えるなど、より一層エフパシオの経営状況に沿った運営を可能とすることを目指すも

のでございます。

具体の説明につきましては、付属資料2ページの新旧対照表で説明いたします。

改正の1点目は、第4条の2でございます。この中の1つ目「条例別表1及び2に定める利用料金」につきましては、条例別表1から別表3までにおいて施設利用料の上限額を定めておりますので、「別表1から別表3」に文言を修正する改正でございます。

次に、2段目にあります「別表1のとおり」とするという文言を、「別表1に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとし、これを変更しようとするときも同様」とするよう文言を改めるものでございます。

続きまして第10条第5号です。こちらは「附属設備等」という文言が、条例の「付属」と漢字表記が異なっていたため修正するものでございます。

また、その下の別表1については、これまで料金としていた欄を、利用料金（上限額）とすることで、料金そのものではなく上限額として定めるという文言に修正するものでございます。

そして3ページ1番下に備考として「本表に定めるもののほか、必要に応じて附属設備等の料金の上限額を定め、その額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て料金を定めることができるものとし、これを変更しようとするときも同様とする。」として、今後新たに料金を徴収すべき設備備品が出てきた場合には、その都度教育委員会で上限額を定め、その額の範囲内において料金を設定することを可能とするための文言でございます。条例規則の施行日につきましては、令和5年4月1日からを予定しております。以上でございます。

○吉村教育長

それではご質疑をお受けします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○吉村教育長

本件は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉村教育長

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。以上で審議事項を終わります。次にその他について、事務局から何かございますか。

○佐藤学務課長

学務課につきましては、1月30日第8回全日本選抜少年野球U-12チャンピオン大会出場表敬訪問につきましては、深川市内の小学校に通う選手10名が選ばれております空知選抜チームが、10月29日、30日に開催されました北海道学童軟式野球都市対抗戦において初優勝し、令和5年2月10日から兵庫県淡路市で開催されます第8回全国日本選抜少年野球U-12チャンピオン大会に出場することになったため、表敬訪問があるものでございます。

次に、2月2日の第13回日本バツハコンクール全国大会出場表敬訪問につつま

しては、令和4年11月、12月にそれぞれ地区大会が札幌市で行われました日本バッハコンクールにおいて、幼児の部門でめぐみ幼稚園年長の木村碧夏さん、曾我部葉菜さん、小学3、4年生部門で音江小学校の市川翔子さん、中学校部門で一巳中学校1年生の山本芽以さんが、それぞれ2月4日5日、11日12日の2週にわたり開催されます日本バッハコンクールに出場することになりましたので表敬訪問があるものでございます。以上です。

○久保田生涯学習スポーツ課長

生涯学習スポーツ課関連です。2月4日には古本リサイクル市としまして、図書館で不要になった一般書、児童書、雑誌等を無料配布する催しでございます。1階ホワイエで一般図書と雑誌、音楽活動室で児童書を配布します。本を入れる袋持参の上ご来場くださいとご案内しているところでございます。2月5日の文化交流ホールみ・らいの映画会につきましては、2020年に公開されました阿部寛さん主演の「異動辞令は音楽隊！」という映画でございます。午前10時と午後1時からの2回の上映でございます。

それから、2月8日から14日、そして15日から21日までの期間において開催されます「ふるさとふかがわの未来への提言パネル展」は、市内中学生が総合的な学習の時間や学校行事で取り組んだ、深川に関する調査学習の成果を展示するものでございまして、1週目は生きがい文化センター、2週目は中央公民館の2か所で巡回開催するものでございます。2月11日には中央公民館の講座ということで、ソープカービングリラという石けんを削って作品を作るサークルがありまして、そのサークルの方を講師に技法を学ぶという教室でございます。同じく2月11日には図書館で「絵本の世界であそんじゃおう！」という事業も予定をしております。以上です。

○吉村教育長

委員の皆様からございますか。はい。宮田委員。

○宮田委員

この野球の大会は淡路島で開催されるとのことですが、これについて旅費の支援はあるのですか。

○佐藤学務課長

こちらは、深川市の団体ではなく北空知の選抜チームですので、深川の児童が個別に参加するという捉えで、1人1万円として10人ですので10万円の交付ということになっております。

○吉村教育長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○吉村教育長

それではこれもちまして本日提案された案件の審議は全て終了いたしました。以上で令和5年第1回深川市教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会) 午後 2 時 4 1 分

以上、会議の会議録に相違ありません。

令和 5 年 1 月 2 6 日

教 育 長 吉 村 理 明

会議録署名委員 倉 本 茂 子

会議録調製者 澤 田 小由美